

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsuushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsuushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

## 〈もくじ〉

### ■巻頭言■

#### 社会主義と社会民主主義

滝野 忠：2

#### 資本家の人権と社会主義政党

原野人：3

給付では普遍主義だが財源は階級闘争で？ 佐々木一雄：5

―構造化する「累進増税なき所得制限撤廃」(下)―

自覚した労働者をつくる 山下 俊幸：9

―階級的労働運動の再建(下)―

### ◇信州松本通信◇

「市民社会」の自由についての考察 中澤 秀行：13

―人間のきずなを破壊した「市民社会」―

読者からのおたより …………… 18

◇資料「第4・5号議案」への修正案 新潟県本部 …… 15

―新社会党第26回定期全国大会―

# 旬刊社会通信

NO.1336 二〇二一年五月一五日号

二〇二一年五月一五日発行  
(毎月一日・一五日二回発行)

## 社会主義と社会民主主義

マルクス主義の根本思想は、いかなる歴史の時期においても経済的生産と交換の支配的な様式、およびそれから必然的に生まれる社会組織が土台をなし、その時期の政治的ならびに知的歴史はこの土台の上に築かれ、この土台から説明されるとする、唯物論的歴史観（唯物史観）と剰余価値の発見、もう一つは社会の革命的変革と社会主義・共産主義への移行を確かなものとする労働者階級の階級支配（プロレタリアート独裁）です。

私的所有にもとづく分業、競争が貧乏、貧困の原因です。貧困をなくし、生活の不安が当たり前の社会を安心・安全の社会にするには、私的所有を排し、生産手段を支配階級から奪いとり、全国民の所有にするほか方法はありません。これがマルクス主義の社会改革論です。

『世界』（21年4月号）は「社会民主主義という選択」を特集し、福島みずほさんらの論稿「私たちは社会民主主義を選ぶ」をのせています。福島さんは弁護士で市民運動家らしく、私たちの理念、政策は社会民主主義といい、社会民主主義を「社会のあらゆる領域において民主主義を拡大し、『平和・自由・平等・共生』という理念を具体化する不断の改革」と、すり切れたレコードを再び回そうとされています。「不断の改革運動」でブルジョア民主主義を「真の」民主主義にするとは大昔、19世紀末のマルクス主義を批判、修正するベルンシュタインらの思想にはかなりませんから。社会主義と社会民主主義の階級的概念について、マルクスは現代の思想状況を見透かすかのように1852年「山岳党（小ブルジョアジーの弁護士や文筆家）は社会主義の指導者たち（労働者）と同盟を結んだ。・・・共同の綱領が起草された。プロレタリアートの社会的要求からは、革命的な点が骨ぬきにされ、かわりに民主主義的ないいまわしがあたえられ、小ブルジョア層の民主主義的な要求からはたんに政治的な形式がとりさられて、かわりにその社会主義的な点が強調された。こうして社会民主主義がうまれた」（『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』岩波文庫、57頁）といい、「社会民主主義の階級の性格について独特の性格は、つぎのようにまとめられる」とこう述べています。

「すなわち民主的共和的諸制度が、資本と賃労働という二つの極端をともに廃止するためではなく、この対立をよわめこれを調和にかえるための手段として要求される。この目的をたつするためにいかにさまざまの方策が提案されようとも、またこの目的が多かれ少なかれ革命的な観念をもって飾りたてられようとも、内容はいつもおなじである。その内容とは民主的な方法で社会を変えること、ただしブルジョアの限界内でかえること、である。」と。

福島流よりもっと「革命的な観念」で飾りたてているのが共産党の「社会主義論」です。社民党流も共産党流も空想的な社会主義となります。なぜなら、両者ともに資本主義的生産関係の土台の上でおこなわれる行政的改善、だから資本主義と賃金労働の関係にはまったく変化を加えることはないからです。

（滝野 忠）

## 資本家の 人権と 社会主義政党

第26回全国大会の代議員の発言集を読むと、「資本家には人権がない」と主張する者がいるといってN君が憤慨している。加藤副委員長が「資本家にも人権はある」と言ったのを批判したことに端を発しているらしい。

最近では社会通信2月15日特集号を読んでもらえばわかるとおり、資本家に人権がないのではなく、資本家の人権とは何かを我々はマルクスによって正確に説明している。あらためてN君等にも解るように、丁寧に説明しよう。

### 憲法によって保障されている資本家の人権

日本国憲法は第29条で「財産権はこれを侵してはならない」とし、第22条では「職業選択の自由」、「営業の自由」を保障して、資本家の営業活動、搾取の自由も保障している。資本家は労働力を購入し搾取する権利を持っている。合理化によって労働力の購入を減らす権利も持っている。このように憲法によって資本家の人権は基本的に保障されているのである。

### マルクスが教える資本家の人権

搾取階級である資本家の人権とは、被搾取階級である労働者の人権を踏みにじる人権である。社会主義者はこのような人権に反対して闘う。マルクスは資本家の本質を次のように明らかにしている。

「資本家としては、彼は単に人格化された資本にすぎない。彼の魂は資本の魂である。しかるに、資本はただ一つの生活衝動を、自己を増殖し剰余価値を創り出す衝動を、その不変部分、生産手段をもって、能うかぎり多量の剰余労働を吸収しようとする衝動をもっている。」(『資本論』岩波文庫版②96頁)

資本家は「たんに人格化された資本にすぎない」、「ただ一つの生活衝動を、…生産手段をもって、能うかぎり多量の剰余労働を吸収しようとする衝動を」担っている。購入した労働力を、いかように使うかは資本家の権利に属する。

そのために資本家は労働者の首を切る権利を持っている。長時間労働で健康を奪う権利も、過労死させる権利も、低賃金で人間らしい生活を奪う権利も持っている。資本家の国家は福祉制度を改悪する権利も持っている。これが資本家の人権である。

### 社会主義政党の目標と資本家の人権

社会主義政党とは、本来このような資本家階級の「人権」に抗して闘い、やがて、搾取し中小資本を収奪して蓄積された独占資本を収奪して、生産手段を労働者階級の手に取り戻し、搾取をなくする、資本家の存在も、その「人権」も消失させるという目標を持つ政党である。新自由主義と闘うことだけが目標ではない。

### 法人税率は容易に引き上げられるか？

「普遍的給付のためには資本家から高率の税金をとればよい」などといっても、資本が得るべき剰余価値(搾取すべき剰余労働)をゼロにする資本主義は成立たない。

バイデン氏が法人税率を引き上げ、多国籍企業への増税をはかるようであるが、必要になっている諸政策を実現するためには、下げ過ぎていた税率を日本並みに戻す程度に過ぎない。激しい国際競争のために引き下げてきた法人税率だけに、日本では独占資本が容易に引き上げを許すとは考え難い。

### 1%対99%を見失っているN君

N君によると「資本家に金を配るなという人」は、資本家イコール「金持ち」としたり、労働者はみな貧乏人と考えていると見えるらしい。小ブルジョア的な高給労働者であるN君らしく、貧乏な小資本家にしきりと心を寄せる。小零細企業者が独占資本にどれほど苦しめられているかは、N君以上に我々のよく知る所である。

N君には資本家階級・搾取階級と労働者階級・被搾取階級という基本的な関係が見えないようである。こんにちの大金持ちの資産がどこから生まれたのかも見えないようである。大資本家や大金持ち $\parallel$ 1%を、労働者や困窮者 $\parallel$ 99%の一般国民、と区別するわけにはいかないと見えるのである。

### 生活保護法は違憲か ― 大金持ちや大資本家を巡って

『生活保護法』の第1条では「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、」と規定しているが、憲法25条に規定する理念に大金持ちも大資本家も含めるべきとするN君らの「普遍主義」によると、『生活保護法』の規定は憲法25条に明白に違反していることになる。諸君はなぜ『生活保護法』の違憲訴訟を起こさないのか？

### 資本家の人権を認める「社会主義」

N君らは特に「資本家の人権を認めない社会主義」には鳥肌が立つようである。

斎藤幸平氏の独占資本支配を前提とする「脱成長コミュニズム、エコ社会主義」こそ、N君らの思いにかなう「社会主義」なのである。(社会通信5月1日号参照)

### 恥を知らないU君

恥を知らないU君は、大会でも相変わらずの発言をしている。

いまだに「世界基準」とやらまでを持ち出して、トマス・モアの「ユートピア」以来のBIをもっともらしく提起している。

一般会計予算106兆円に対し、1回限りの10万円でも12兆円、年間12回だと144兆円に上る。法人税率等の引き上げでこれが可能だともいうのか？

昨年の1回限りの10万円給付が、あれだけでは残念でたまらないらしい。U君だけでなく、中執には、あと2、3回の同様な給付をと、懸命に主張する人もいる。

本場に必要などころに必要な救済給付を行うのではなく、大金持ちである方が必要を感じない人である方が、あくまでも普遍主義的に給付したいらしい。こんな諸君が党の出版物を編集し、恥を知らない人たちに書かせているのだから始末が悪い。

### 高開さんの意見

徳島県本部委員長の高開千代子さんは、すでに第25回大会で次のような意見を述べている。

【新社会党は4月9日付の「新型コロナ緊急事態宣言に対する声明」において、政府に求めることとして「第一に、生活不安を和らげるために、最低でも収入や国籍にかかわらず、ひとり10万円を3か月間支給すること」と掲げています。メーデーアピールでは「政府のやるべきことは、『月額一律10万円以上の給付と消費税5%引き下げ』を即刻実行することだ」としており、期間の明示はないものの月額ということから1回きりではないとの考えと思われます。

政府は当初、コロナ禍で収入が減った一部世帯に30万円給付する方針でしたが、緊急事態宣言の全国への拡大に合わせ一律10万円配布と転換しました。政策の趣旨も「困窮世帯支援」から「外出自粛など負担をお願ひする」（菅官房長官）ことへの対価と性格が変わりました。その意味でも、また緊急支給ということからも一律10万円というのは理解できますが、新社会党のさらなる10万円一律支給という要求は困窮対策なのでしょうか、それとも経済対策なのでしょうか。

徳島県内においても収入が激減した飲食店や中小企業、解雇された人、内定が取り消された人、店舗の営業時間短縮のためシフト短縮され収入が殆ど無くなったパート労働者、寄席が無くなり物流センターで仕分け作業をしている落語家、各種イベントが無くなり全く仕事がないイベントスタッフ、アルバイトが無くなった大学生、宴会の激減でイセエビや高級魚が暴落したと嘆く漁業関係者、注文の無くなった葉っぱビジネス農家、披露宴や歓送迎会は無く葬儀は家族葬になり出荷が激減した花卉（かき）栽培農家、10時間でたった17台しか利用が無いと嘆いている徳島駅前のタクシー運転手等々、10万円ではどうにもならない人たちを数えあげれば枚挙にいとまがありません。保健所や医療体制の充実のためにもお金が要ります。「自粛」によりDVが増加する中で配偶者暴力相談センターへの支援や生活困窮者自立相談支援機関の拡充も求められています。学校での感染拡大予防のためにも少人数クラスが求められ教室や教職員の増に財政支援が必要です。……】

（原 野人）

## 給付では普遍主義だが財源は階級闘争で??

―構造化する「累進増税なき所得制限撤廃」(下)―  
幼保無償化の「恩恵」も「高所得層」に

格差解消よりもまずは「給付における平等」を優先するという新社会党執行部の姿勢があらわになっているのは、じつは子ども手当の問題だけではない。2019年10月から実施された幼保無償化の問題を取り上げてみよう。

保育や教育は、金銭の給付ではなく、対人サービスや施設の提供という「現物」の給付である。そしてこれを無償化するということは、この現物給付を受ける際の利用者負担を、所得に関わりなくゼロにすることである。これから見る幼保無償化の場合、利用者負担はどう変化したのであろうか。↓で示せば、以下のとおりである。

(×は有償、○は無償、

①は第1子、②は第2子、を示す。第3子以降は従前から全世帯無償)

生活保護世帯	○↓○	○↓○	○↓○	○↓○	○↓○
住民税非課税世帯	×↓○	×↓○	○↓○	○↓○	○↓○
住民税課税世帯	×↓×	×↓○	×↓×	×↓×	×↓○

まず生活保護世帯は、従来から無償であったので、今回の無償化による「恩恵」はまったくない。住民税非課税世帯も、それまで有償であった第1子分の保育料が無償化されたとはいえ、有償だったときの保育料がもともと低く抑えられていた世帯であったから、無償化による「恩恵」は微々たるものである。

住民税課税世帯になつてくると、ようやく「恩恵」が目に見えるかたちをとり始める。この世帯では、0〜2歳児は有償のまま残されたが、3〜5歳児については、他の世帯と同様に無償化がされた。しかも、保育料は所得比例的に設定されていたため、高所得世帯になればなるほど、無償化による「恩恵」は大きいということになつてしまふ。以下、3〜5歳児の保育料月額を所得階層別に示す。これがそのまま無償化による「恩恵」金額である。また、対象児童数の分布についても示しておこう。

(内閣府「幼児教育の無償化に係る参考資料」平成30年11月21日及び同年12月28日。保育料は市町村ごとに異なるので、概算中央値で示す。)

世帯年収	〜260万	〜330万	〜470万	〜640万	〜930万	〜1,130万	〜1,130万
保育料	0.4万	1.0万	1.7万	2.6万	3.6万	4.8万	6.3万
対象児童	20%	10%	17%	24%	21%	5%	3%

### 野党の反対、新社会党の「反対」

このように、幼保無償化の「恩恵」は、所得が高くなればなるほど大きかったのである。しかも、この無償化の財源とされたのは、同時に10%にアップされた消費税であった。つまり、逆進的な税制の強化によつて「貧乏人」から金が巻き上げられ、それを財源にして、所得比例的だった保育料が「廃止」されてしまったのである。

こうしたことから、野党統一会派(立憲民主・国民民主・社民等)と共産党は、政府案に対して反対に回った。これら党(派)は、無償化自体に反対したのではない。政府案が格差の拡大につながることを指摘するとともに、まずは無認可保育所の解消や待機児童問題、民営化への歯止め、公立の増設などに集中すべきことを主張したのである。このスタンスは、当時の社民党幹事長(吉川元氏)の次のような「談話」に集約されている。すなわち「社民党は、幼児教育・保育無償化の方向を目指しているが、財政と政策の優先順位に問題があることから、政府提出法案には反対した」云々。

新社会党はどうであったか。『週刊新社会』2019・4・2号に清水政策担当中執の論説が載っている。氏はまず、あきらかに野党各党(派)の見解を念頭に、「今回の無償化案は所得の高い人ほどメリットが大きい。そのため、待機児童対策を優先す

べきであるとの意見は多い」と論評する。ご自身の意見ではなく、あくまでも、そういう意見の人が「多い」という、いわば「紹介」である。ついで、そらりと、「また：0歳児から2歳児の保育料も無償化すべきであるとの期待も高い」と、ご自身の意見を滑り込ませていく。もちろん、ここで「期待も高い」と言っているのは、これら年齢層の児童を無償化案の対象から除外されてしまった比較的「高所得」な層において「期待」が「高い」、ということである。ご本人も「期待」しているひとりなのである。

こう見て来ると、野党各党（派）も新社会党も「反対」ではあるのだが、どうもその理由が異なるようである。野党各党（派）は、「高所得層」ほど「恩恵」が大きくなることを理由にして政府案に「反対」した。だが新社会党の執行部は、どうやら「高所得層」への「恩恵」の及び方が不十分だとして「反対」しているようである。「反対」の理由がまるつきり逆なのである。

### 累進的課税強化「も」求められる？

財源問題についてはどうか。氏は、論文の末尾でこの問題に触れ、こう述べる、すなわち、「消費税に財源を求めるのではなく、税制改正（所得税の累進制の強化、法人税の引き上げなど）の提言も求められる」と。

一応、それなりのことは述べられている。だが、最後の最後で、「も」求められるなどと言われて、「お、これは本気だぞ」と受けとめる人は、まずいない。また、おっしゃっているご本人も、とりあえず「高所得層」まで無償化の対象に含めるような「普遍主義的」な提案があれば、まずはそれをお受けになるつもりなのであって、「累進制の強化」がなされないことを理由としてそれを蹴っ飛ばすなどという手荒なことをなさるつもりは、毛頭ないのである。「累進的な課税強化」の方は、「も」求められるものとして、引き続き追求していくという「決意表明」でもって「処理」していく算段なのである。

こうして、「普遍的な給付」の先行と「累進的な課税強化」の先送り、果てしなくくり返されていくことになる。それはもはや、新社会党執行部においては「構造的なスタンスになっていると言っても過言ではない」。

### 一律10万円給付をめぐる野党統一会派と共産党

最後に、コロナ禍で実施された一律10万円給付を題材に、高所得者に対する「普遍的な給付」を「累進的な課税」によって「回収」するという課題がどのように扱われたかということを見ておこう。

国会の場で「累進的な課税」による高所得者からの「回収」を主張したのは、野党統一会派（立憲民主・国民民主・社民など）と共産党である。野党統一会派は、2020年4月2日の「緊急提言」において「給付金は課税対象とすることなどにより、実質的に高所得者への給付金の減額を行う」と主張した。共産党もまた、同年4月6日の国会議員団による「緊急要望」で、「高所得者は新型コロナ終息後に所得税の増税で実質的に返納してもらおうなどを検討する」と主張した。

だがこれら両党（派）は、実際の国会対応においては、その主張を貫き通すという

ことはしなかった。政府は、この10万円については「所得税を課さない」とし、そのための「国税関係法律の臨時特例に関する法律案」を提出したのであるが、両党（派）は、衆参ともにこれに賛成したのである。またその際、付帯決議案を出すなどして将来的な「回収」を担保するとか、そういう行動も起こさなかったのである。

### 新社会党の「声明」

では、新社会党はどうであったか。新社会党は、4月8日に「声明」を出し、そのなかで、「ひとり十万円を三か月間支給すること」をかかげた。1回かぎりではなく「三か月間」というところが「売り」である。もちろん、所得制限「なし」である。高所得者層であっても支給対象だ。で、そこからの累進課税による「回収」についてはどう述べたのかというところ……じつは、ひと言も触れていないのである。

たしかに『週刊新社会』2020・4・14号には、「大企業・富裕層から法人税や所得税の累進課税強化で徴税する政策をセットにして」との言及がある。だが「声明」の方にはない。声明を出すとは、「個人または団体が、一定の事項についての立場や意見を世間に対して発表すること」である。辞書を引くとそう書いてある。政党にとっては、最も重要なものだ。そこで触れないというのは、結局のところ、「普遍的に給付する」ことが第一義となっており、累進課税で「回収」することの方は二義的な問題となっているからである。肝心かなめのところでの漏れは、そのことを満天下に知らしめることとなった。たんなる事務的な手違いでは、こうしたことはけっして起きないのである。

### 常に野党各党（派）の「右」に位置する新社会党

このように、子ども手当、幼保無償化、一律10万円給付、これら一連の社会保障政策への対応を見てくると、新社会党流の「普遍主義」なるものが、共産党はもちろんのこと、社会民主主義的な色合いを帯びる野党統一会派と比べてさえも、そのさらに「右」に位置するシロモノに過ぎないということが、明らかとなってくる。

民主党政権の子ども手当のとき、共産党は、初年度こそ条件付きで賛成したが、次年度以降は、現物給付充実の不十分や増税（年少扶養控除の廃止）の実質化を理由に、格差が広がるような普遍的給付に反対した。幼保無償化のときも同じである。幼保無償化のときは、共産党のほか、野党統一会派も同じスタンスを取って対応した。

ひとり新社会党だけが、子ども手当でも幼保無償化でも、累進課税による「回収」についてはただ主張するだけであった。その未実施を理由にして普遍的給付に反対するというスタンスは、取らなかつたのである。給付が「普遍的」なものであればともかく是認するというスタンスを取つたのである。

コロナ禍での一律10万円給付では、今度は、共産党や野党統一会派が、新社会党のようなスタンスになってしまった。つまり、「回収」を主張するが、その未実施を理由にして普遍的給付に反対するようなことはしない、というスタンスに変わってしまった。すると新社会党は、さらに「右」に変わった。「回収」を主張するということすら、しなくなつてしまったのである。

この間、変わらなかつたことはただ一つ、新社会党は、つねに共産党や野党統一会

派の「右」であるという残念な事実だけである。

### 呑兵衛のジョギング

金持ちや資本家にも給付するが、その分は累進的な課税の強化で「回収」するのでという新社会党執行部の「決意表明」を、けっして真に受けてはならない。それは、「酒は飲むがそれによってついたぜい肉はジョギングで『回収』するからいいのだ」と言い張る呑兵衛（のんべえ）の「決意表明」みたいなものである。

この呑兵衛、酒を出されれば、「今日はジョギングしなかったから飲みません」などと断ることはけっしてしない。「ジョギングは明日から」と言って飲みはじめ、結局は朝方まで飲み続けるものだから、日中はというと眠りこけてジョギングどころではない。そして夕方になって目が覚めて酒が出てくれば、また「明日こそは」と「決意表明」して飲みはじめ。そのくり返しなのである。

これは、必然的にそうなるのである。よくよく考えてみてほしいのだが、本当に健康のことを考えるというなら、酒は控えるしジョギングも毎日やる、というのが常道だ。酒は好きだけ飲むがその分はジョギングで、などと言った時点でだいたい先は見えている。同じように、「給付では普遍主義だが、財源は階級闘争で」なんて、そんな二股をかけるみたいな都合のいい話はもともとあり得ないのである。もし本当に階級闘争の立場に立ちきるといふなら、財源はもちろんのこと、給付をめぐっても、少しでも労働者や勤労諸階級の側の利益になるようにどうするか、となるはずである。だから「給付は普遍主義で」といった時点で、実は、財源問題においてもブレるといふことは見えてしまっているのである。（2021.3.21 佐々木一雄）

## 自覚した労働者をつくる

### ― 階級的労働運動の再建（下） ―

#### 階級的労働運動

重要なことは、第一に何故、階級的労働運動は攻撃されてきたのかということだ。

ひと言でいえば「独占資本とその政治勢力は労働者の抵抗・階級的団結を恐れている」からに他ならない。従って、労働者の団結を壊すために手段を選ばず攻撃する。彼らは社会党にまで公然と介入した。社会党から協会派の伸長、影響を排除するため、社会党が1966年1月22日の第27回全国大会で満場一致で決定された綱領的文書

「日本における社会主義への道」の放棄を迫り、1986年1月22日、第50回全国大会統開大会で、新綱領「日本社会党の新宣言」を正式に採択し、『日本における社会主義への道』は、歴史的文書として否定された。

また、全国大会の代議員制度を改悪、全電通では山岸章らが当局と一体となって協会・社青同の排除に動き、国労では田辺誠らが国労の分裂を策動した。前述した早田昌一郎氏の指摘どおり「社会党がすっかりしていなかった」言い換えれば、独占資本の介入を許したのは、私たちの闘いの不充分さでもある。

「リモートワーク」など働き方が変わったとしても、労働者と資本家の階級関係は変わらない。搾取を強める手段に過ぎない。資本と労働者の非和解的階級関係、階級

対立は無くならない。資本は常に自らの利益と延命を考えている。永久末代にまで、その地位を守り抜きたいと考える。松下幸之助が私材を投じて「松下政経塾」を創設したのもそのためだ。

彼らの欲望を満たし続けるため、必死に労働者を従順に従わせようと、時には労働者を見せしめ的に弾圧・差別攻撃、また労働者教育や小集団管理などの労務管理、第二基本給、職務給、成果主義などの賃金制度など、労働者間に競争を持ち込み、あらゆる術を酷使して労働者の団結破壊と管理を進めてきた。

「プロレタリアは階級へ、したがってまた、政党へ組織されるが、それは労働者自身のあいだの競争によって、常にくりかえし破壊される。しかしこの組織はそのたびに復活し、次第に強く、固く、優勢になる」（『宣言』56頁）と。

### 三池と国労

何故、独占資本と、その政治勢力は三池や国労を潰しにかかったのか、三池闘争は当時、日経連が「三池における学習活動の実態」を分析し、強い危機感を持ち「総資本と総労働の闘い」と位置付け体制変革を阻止するための反撃を開始した。三井資本は財界（独占資本）の支援を受け、築地の料亭に戦術本部を置き、三池労組を潰すために、ロックアウトと共に、職員労組を炭労から脱退させ、第二組合を結成させた。（1995年にNHKスペシャルで放映された『戦後50年、その時日本は』）

三池で分裂し第二組合が出来たことについて、塚元は「分裂が突然おこったものではなく、資本の手によって組織され、三田村学校などを通じて教育されてきた批判分子の策動が、表面化したにすぎない」（『三池闘争』125頁）と。

灰原、太田薫や、当時中労委事務局長の松崎芳伸 〓労働省官僚、退官後日経連専務理事に就任し「生産性基準原理」を提唱し労資協調の路線の基礎を築いた〓らがインタビューに応じているが、表題を「激突・総資本対総労働の闘い」として紹介する。国労は三池闘争を学び実践し、名実ともに「総評運動の機関車」と言われてきた。多くの活動家は国労に学び、追いつけ、追い越せと頑張ってきた。中曾根の「国労を潰せば総評が潰れて、社会党も潰れる。それを意識して国鉄の分割・民営化をやった」との言動は、その証左であり独占資本の本音があらわに表現されている。独占資本が総力を挙げ、その政治権力と共に、立法・行政・司法の全てをフル回転させ、マスコミを動員し労働者を分断し団結を破壊し潰しにくる。

### 階級的労働運動再建の担い手

第二に、階級的労働運動再建の担い手は誰か、ということ。結論から言えば意識された労働者、言い換えればマルクス・レーニン主義の理論で武装された労働者、つまり社会主義者である。社会主義政党及び社会主義者の最大の任務は向坂が三池で実践したように、労働者の愚痴、不平、不満を聞きながら、労働者学習に協力し、その原因がどこから来るのか、解決するために労働運動への結集と階級的強化に協力した。これは学習活動を通じて、三池労働者に科学的社会主義の理論を広めることになった。

労働者を組織すること、労働者思想を植え付けることは難しい。だから運動なのだ。向坂は「労働者に、一度、労働組合の必要性について話をすれば『いいでしょう、私

も今すぐあなたと一緒に労働組合運動をやりましょう』と云ってくれるようなら、労働組合運動くらいやさしいものはない。むしろ、労働者は、なかなか労働組合の必要など分かってくれないから、労働運動があるのだ、と云っていいほどのものである。われわれが労働者に熱心に話しかけなければならぬのは、労働者が簡単によからう、やりましょう、と云ってくれないからである。』（新評論刊『愚者の道』168頁）と。

社会主義政党的の構成員は一部の学者、インテリを除くと、大多数は労働者階級である。そして社会主義運動は、労働者階級自らを資本からの搾取の鎖、支配の鎖からの解放を使命と受け止め闘い続ける。「われわれのあくまでも廃止しようと欲するものは、ただ、労働者は資本を増殖するためにのみ生活し、そして支配階級の利益が必要としなければ生活することができないという、そんなみじめな取得の性格である」、『共産党宣言』65頁）と。

塚元は「資本の差別支配に反対して、人間らしく生きることをもとめつづけてきた歩みであった」（『三池闘争』1頁）と。労働者が「人間らしく生きたい」「人間らしく扱え」というスローガンは、資本主義と闘う労働者階級の要求であり階級闘争の構えを表現するものである。

新社会党は労農派マルクス主義者を中心とした社会主義政党的である。その周りには、多くの社会主義者、同調者、支持者が幅広く存在する。また、多くの労働者に期待されている。向坂のように労働者と共に喜怒哀楽を味わいながら、学習を通じて労働者の階級的思想確立に努力することを柱に据えてほしい。

### 階級闘争を意識して

三池は、すでに閉山し組合も解散しているが、その闘いの教訓は今日でも新鮮さをもつて学ばれ、語り継がれて生かされていくだろう。私たちの運動は三池・国労運動に学ぶ、つまりマルクス・エンゲルスに学ぶことであり、学ぶことは真似ることから始まる。60年代以降、労働組合では三池に学び、国労は伊豆の労働学校で基本学習として、マルクス主義の学習が取り組まれた。

今日では「職場闘争」「権利闘争」「反合理化闘争」「階級闘争」ましてや「マルクス・レーニン主義」は死語に近い。従って、社会主義者は意識してマルクス主義の学習と、実践としての階級闘争を意識して本格的に取り組むことが求められているのではないか。

三池は常に自己批判的総括を大切にしてきた。国鉄闘争後、国労として総括文をまとめるに至っていない。しかし国労は約40年に及ぶ激しい組織攻撃を受けながら、今だに6000名程の組合員を有している。OBや内部にも階級的思想・意識を持つ優秀な指導者、活動家も少なからず存在する。今からでも「闘いの教訓」をまとめることは可能である。従って、私たちには、これらを武器の一つとして大事に育てることが求められている。

### 労働運動

加藤氏の発言（本誌5月1日付 No.1335）が事実でないことを願うが、現にユニオン運動に精力を注いでいる党関係者や職場で必死に労働運動の再建に奮闘してい

る労働者にとつては、到底受け入れられないだろう。労働運動は、ある時には成果を上げ自信を持ち、ある時は挫折を味わう。前進と後退の繰り返しである。

三池闘争は「敗北」と言われることがある。確かに1200名の指名解雇は撤回されず自主退職となったが、塚元は「1200名の解雇者の再就職先を、政府と三池資本が責任をもって斡旋するという回答を引き出したのをはじめ、失業保険の給付期間の延長、再就職先における住宅確保のための炭鉱離職者住宅の建設、移住資金の支給など、不十分なながらも、一定の生活を守っていくための条件を勝ち取ることができた」

「闘いは無駄ではなかった」（『三池闘争』130頁）と。

更に、資本主義下の労働運動のあり方として「具体的な成果を勝ち取る目標と共に、…資本主義を打倒し、社会主義を実現する以外には、人間らしい生活ができない、という思想を確立し団結を打ち固めること」（同162頁）と言う。

岩井は「指導者は運動体の宝であり、活動家は運動体の中核である。指導者・活動家は優れた能力と人間的魅力をもって大衆運動の全局面を把握し、個々の局面を組織する力を持たなければならない」（国際労研刊『労働運動の右傾化に抗して』90頁）と提起する。

また、向坂は「僕らは運動家です。嘆いているばかりではだめです。何をしていくかはつきりさせるべきだ」（社会通信社刊『反合理化闘争の理論と実践』岩井章・灰原茂雄編著）と述べている。

労働運動強化は簡単ではない、何度も潰されるだろう。諦めずに繰り返し頑張ることこそ社会主義政党および社会主義者の歴史的使命であるだろう。

新社会党には優れた理論家と、豊富な経験を持ち、人間味あふれた運動家が大勢いることを知っている。学習を基礎とし、実践として職場から労働運動をつくりだし、階級的労働運動の構築に協力し、やがて社会主義者に育てるための研究を理論家、運動家の英知を結集して新社会党としての指針を策定することが期待されている。

総評は1989年9月22日、第81回大会で国労、新聞労連、全日建などの反対を押し切り39年の歴史に幕を閉じた。そして連合が生まれた。それから30年以上経過した。しかし、労働者を取り巻く状態、とりわけ、低賃金、長時間労働・過労死、派遣労働・非正規雇用・格差、貧困などは、想像を超え拡大している。

これら労働者を取り巻く困難な状態は、労働者の抵抗と闘いの後退ではあるが、根本は資本主義社会という社会制度に起因している。従って反撃する力は社会主義思想であり、その根本解決には労働運動の階級的強化と社会主義運動の前進でしかない。

## B-2152P

最後に、新社会党で議論が沸騰している「ベーシックインカム」（BI）・普遍主義は、自民党の補完勢力である維新の党が「維新八策」でBI導入を求めている。また、内閣官房参与の竹中平蔵がBIの導入を訴えていることは『社会通信』No.1328で紹介したが、立憲民主党も枝野代表が「ベーシックサービス」として位置づけ、党の政策の1つにすると表明（2020・1・12、NHKマガジン）。国民民主党は次期衆

院選挙の公約に盛り込む方針(2020・9・24、玉木代表)、と保守勢力は全て導入を求めている。

80年代以降、新自由主義政策が登場し、与野党揃って新自由主義を大合唱し、規制緩和による競争原理が導入された。その結果、公的部門の民営化や労働者派遣法の制定と拡大、公務員職場では指定管理者制度や会計年度任用制度など今日の社会問題となる非正規労働者の増大を招いてしまった。また、非正規労働者の増大は労働者間に分断を持ち込み、労働運動を更に厳しいものにした。

BI・普遍主義政策も、早晩与野党で議論沸騰することになるだろう。社会保険制度の解体と社会保障の切り捨てが待ち受けている。どの政党が、どの労働団体が、誰が、その動きを止められるのか。それを止めるのは階級的労働運動と社会主義政党の献身的な運動しかない。

科学的社会主義と無縁のBIや普遍主義を新社会党が政策とすることは、階級対立の否定であり自殺行為に他ならない。BI、普遍主義と、きっぱり決別し組織強化に全力を挙げることを期待する。

本稿では、三池の『長期抵抗統一路線』に触れなかった。労働運動の再建の重要性に鑑み、改めて考察し、本稿と共に議論を深めていきたい。

(2021・3・17 山下 俊幸)

#### ◇信州松本通信◇

### 「市民社会」の自由についての考察

人間のきずなを破壊した「市民社会」

(一)「フォイエルバッハにかんするテーゼ」の十番目のそれは、「古い唯物論の立場は『市民』社会であり、新しい唯物論の立場は、人間的社會あるいは社会化された人類である」(『フォイエルバッハ論』岩波文庫90頁)とあります。

※マルクスの手稿には『市民』社会ではなく『市民社会』とあるそうです。(藤川寛・秋間実訳 国民文庫版82頁)

(二)市民革命後の社会を市民社会と呼びます。この社会の経済的仕組みは、圧倒的な生産物が商品として生産され、市場で交換される社会であります。いわゆる、「マルクス以来資本主義的生産方法と呼ばれているブルジョアジー特有の生産方法」であり、「封建制度の地方的及び身分的特権とも、その人間のめんどくさい相互関係とも、相容れぬもの」(『空想より科学へ』岩波文庫66頁)であります。市場経済などと呼ばれ、つねに先行き不透明が言われます。

市民社会を経済的に支配しているのは、ブルジョアジーであります。アベ・シエイエスの『第三身分とは何か』は、高校の世界史の教科書にも出てくる有名な著作ですが、その冒頭は次のように始まります。

※※※

この論稿の構想は、かなり単純なものである。われわれは、三つの問題を立てることにした。

一 第三身分とは何か。

― 全てである。

二 第三身分は、これまで、政治秩序においてどのようなものであったか。

― 無であった。

三 第三身分は何を要求しているのか。

― 何がしかのものになることを。(『第三身分とは何か』岩波文庫9頁)

※※※

第一身分は貴族であり、第二身分は僧侶であり、第三身分は残りの人々、社会の富を生産していた圧倒的多数の働く人々でありました。そして市民革命で主導権を握ったのは、第三身分のうちのブルジョアジーでありました。

(三) こうした市民革命について、『共産党宣言』は次のように述べます。

「ブルジョア階級は、歴史において、きわめて革命的な役割を演じた。

ブルジョア階級は、支配権をにぎるにいたったところでは、封建的な、家父長的な、牧歌的ないっさいの関係を破壊した。かれらは、人間を血のつながったその長上者に結びつけていた色とりどりの封建的きずなをようしやなく切斷し、人間と人間とのあいだに、むきだしの利害以外の、つめたい『現金勘定』以外のどんなきずなをも残さなかった。かれらは、信心深い陶酔、騎士の感激、町人の哀愁といったきよらかな感情を、氷のようにつめたい利己的な打算の水のなかで溺死させた。かれらは人間の値打ちを交換価値に変えてしまい、お墨つきで許されて立派に自分のものとなっている無数の自由を、ただ一つの、良心をもたない商業の自由と取り代えてしまった。一言でいえば、かれらは、宗教的な、また政治的な幻影でつつんだ搾取を、あからさまな、恥知らずな、直接的な、ひからびた搾取と取り代えたのであった」(岩波文庫45頁)と。

また、「今日のブルジョアの生産諸関係のもとでは、自由とは、自由な商業、自由な売買を意味する」、そして「中世の束縛された商売、奴僕化された市民に対していうときに限って意味があるにすぎない」(岩波文庫66頁)、とも。

(四) 市民革命後の市民社会の自由の内実は、中世の封建的束縛から解放され「自由な商業、自由な売買」ができるということに尽きます。市民革命後、市民が獲得し謳歌している自由、愛すべき市民社会には様々な自由がありますが、これこそがその中央に安置された自由です。ですから、今の社会を自由社会というのであります。市民社会の生産様式を、「マルクス以来『資本主義的生産方法』(『空想より科学へ』岩波文庫66頁)と呼ぶのです。

そして、震災だ、コロナだというと、失われた「絆」を訴えるのだと思います。『共産党宣言』が言うように、この愛すべき市民社会は、「むきだしの利害以外の、つめたい、『現金勘定』以外のどんなきずなをも残さなかった」からです。現に、災害が起きて、コロナ禍であっても、これを当て込んで巨額のもうけを生み出している企業もあるのです。こうした企業が、赤字で困っている企業を助けることは決してありません。せいぜい赤字企業を吸収し、吸収した企業はさらなるもうけを当て込むわけ

です。儲けのために競争する自由が保障された社会なのですから。

市民社会論なる学問分野があるようです。没階級論であります。こうした学問をいくら深めても、言葉の遊びに終始することは明らかです。

「古い唯物論の立場は『市民』社会であり、新しい唯物論の立場は、人間的社会あるいは社会化された人類である」という時、人間的社会なり社会化された人類、これこそ社会主義社会、さらには共産主義社会の実現によって可能となるのです。

(二〇二一年二月一四日 中澤 秀行)

〔追記〕親が亡くなった時に、仏壇の位牌と対面することになり、私は元禄時代から続く零細農家の跡取りであることを再認識しました。父の代から我が家は農業だけでは生活できずに、父に続き私も、労働者にならざるを得なかったのです。

市民社会の経済、すなわち資本主義的生産様式の発展は、「下層の中産階級、すなわち小工業者、商人および金利生活者、手工業者および農民」これらすべての階級はプロレタリア階級に転落(『共産党宣言』岩波文庫53頁)させる作用を法則として強要します。「自由な労働者」になったのです。こうした私達親子について、マルクスは次のように述べます。

「自由な労働者」は、「二重の意味で自由である。すなわち、彼は自由な人格として、自分の労働力を商品として処置しようということ、彼は他方において、売るべき他の商品をもっていないということ、すなわち、労働力の現実化のために必要なる一切の物財から、放免され、自由であるということである」(『資本論』岩波文庫第一分冊294頁)、と。

「良心の自由とか宗教の自由とかいう思想は、ただ、知識の領域に自由競争が支配していることをいっているにすぎない」(『共産党宣言』岩波文庫53頁)というわけです。

◇資料◇ 新社会党新潟県本部 執行委員長 小林 義昭

新社会党第26回定期全国大会

「第4号議案」「第5号議案」に対する修正案

結論

1、新社会党の統一と団結、運動の前進のために、「第4号議案 人間らしく働き、生活できる社会の実現」→当面の重点政策(案)は、議案から外し、あらためて「当面の重点政策」のあり方・内容を検討すること。

2、「第5号議案『私たちの中期的な政策』補強(案)」は、第26回定期全国大会議案から外し、議論を凍結すること。

理由

1、第4号議案「人間らしく働き、生活できる社会の実現」→当面の重点政策(案)は、今から具体的に闘っていく政策である。最初の提案から3年以上を経ていることもあるが、コロナ禍においてコロナ対策が一言も触れられていない。

わざわざ「当面の重点政策」と銘打って決定しても、勤労国民の意識・思いのコロナ対策もなく、全く大衆の意識とかけ離れている。

「当面の重点政策」というやり方であれば、また第二のコロナなどが起きる度に、この種の問題が生じる。

2、「当面」とうたっているが、財源は所得税などの累進制を高める(89年水準)な

ど、大企業と高額所得者の税收で得るとしている。「当面の重点政策」は「財源の所得税などの累進制を高める」こととセットであるが、残念ながら今の労働者階級に実現させる力があるだろうか。財源見通しがなく、当面実現できそうもない「当面の重点政策」などあり得ない。

反面教師として、民主党が政権についた2009年の第45回衆議院議員総選挙がある。

小沢一郎代表代行（選挙担当）は子ども手当や有料道路無料化など「バラマキ大盤振る舞い」の公約をかかげた。事業仕分けで財源を作るとした無謀な財源対策などもあり破綻した。官僚排除の政治主導など政権運営の未熟さなど、それらの後遺症が今も旧民主党系の支持率低迷の一因となっている。

3、社会保障政策の3つの基準として、「第一に、生涯を通じて人間らしく生き続けることができること」、「第二に、一人ひとり(個人)を単位とした制度に改めること」、「第三に、一人ひとりとは給付を受ける権利において平等であること」としている。

第一と第二については、ほぼ党内合意が得られているが、第三の「一人ひとは給付を受ける権利において平等であること」(普遍主義)は、4号議案以外、議論されたことも無く、党内合意が得られたこともない。こうした「新たな理念」、路線変更を「当面の重点政策」で安易に扱うべきでない。

新型コロナウイルス対策の一律1人10万円支給(コロナ感染初期の混乱時で全面批判できないが)は、新型コロナウイルスの影響をあまり「受けなかった人」や困っていない資本家にまでバラまかれた。野村證券の調査によると「1人10万円のうち使われたのは1万円平均」という。直ぐ必要な人は活用したが、とりあえず「困っていない」多くの人が入金されたままで、結果して「1人1万円平均」となったと推測される。

また、勤労国民にはGoTo トラベルへの評判が良くない。新型コロナウイルス感染を全国的に広げたというだけでなく、本当に生活に困っている人は旅行にも行けず、GoTo トラベルの利用もできないと考えている。大量の国債を発行しての一律支給(普遍主義)とGoTo トラベルではなく、「真に支援の必要な人に、必要な支援」をすべきである。

4、新社会党執行委員会は「コロナ関係で所得制限をしていると確定に時間がかかるので再度一律定額支給10万円を求める」としている。

立憲民主党や共産党、社民党は、住民税非課税世帯やコロナ禍で大幅に収入が減った約2700万人が対象であり、国民民主党は現役世代に一律10万円、さらに低所得者に10万円を上乗せるとしている。国民民主党の低所得者への上乗せは、低所得者の確定を必要とする(所得制限)。

新社会党は国民民主党と同じく一律10万円である。所得制限をしないのは新社会党のみである。

大量の国債を発行して、再度一律定額支給を求めべきでない(GoTo トラベルの再開を含む)。「真に支援の必要な人に、必要な支援」をすべきである(立民・共産・社民党などと同じく)。

まさに新社会党は、焦点のコロナ対策で主要立憲野党系と異なり、研究課題としていたはずのBIを具体化させている。これで立憲野党の統一に指導性を発揮できるだろうか。

5、 菅首相のブレーンともいえる竹中平蔵は「年金や生活保護などの社会福祉制度を廃止してB Iとして全国民に7万円を支給する」という。その財源は社会保障財源を充てることを考えている。「所得が一定以上のある人からは後から返してもらう」という。

一方、新社会党は社会保障の基本は普遍主義（全国民に均一に）で支給するが、財源は「高額所得者への所得税の累進性を高めて」得るとしている。

「返してもらう」と、もう一方の「累進性を高める」（そのことは間違っていないが）、「資本家階級の善意」と「累進性を高められる力関係を顧みず」、資本家階級に財源の普遍主義に利用されないか。

6、 現状の社会福祉・社会保障制度では大半に所得制限があるが、低所得者はその下でもすでに無償化などが実現されている。所得制限を取り払っても恩恵をほとんど受けない。

一方、高所得者は支給対象外だったものが対象になり、恩恵を受ける（彼らにとつて恩恵といえるほどでないが）。資本主義の枠内でも資本家階級から税を多く負担してもらい（累進制）、低所得者には社会保障関係の無償化や助成などの社会的ファンデで所得格差を縮小し、所得の再配分してきた。普遍主義（B I）はその機能を失わせ、貧富の差をさらに拡大させる。勤労国民はこの不公平な制度を良かれとするだろうか。政策化すれば、新社会党から本来の支持者や勤労国民が離反するだろう。

7、 憲法には、11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」、14条1「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」等々が謳われている。

新社会党はそれを足がかりに、「給付を受ける権利において平等である」（普遍主義）でなければならぬという。

当然、ブルジョア憲法は自由主義（平等）を基本としている。しかし、ここでいう「平等や差別」は「所得や性別、門地」の差によって「教育等を受ける権利が差別されない」などということである。大金持ちも勤労国民も等しく扱えという絶対的平等を謳ってはいる。

国家の財源の税は高所得者に多く負担してもらい、その一部を低所得者への社会保障・福祉という形で所得の再配分を国家がしている。現にこの「不平等」が「税の不公平」や「社会福祉の不公平」で憲法闘争になったことがない。

8、 この間のB Iや普遍主義導入の大きな柱であった生活保護費（恥辱感・捕捉率の低さ）は普遍主義の下ではどうなるのか。所得制限のない普遍主義の生活保障政策（生活保護費）とは、どういう政策になるか。

また、一人親世帯に対しても児童扶養手当など経済支援、非課税世帯への医療費補助、消費税増税に対する助成なども、所得制限がある。すべての国民に支給する（普遍主義）など、制度の趣旨と具体的政策の関係がどうなるのか。

最近党内でも言われ出した（4号・5号の提起時以降に）ベーシックサービスで全て補うことができるのか、一定の財政的支援が必要である。

9、「解説」によれば「所得制限」がされることよって、99%の労働者階級の間に恥辱感や連帯感の欠如が生まれ、担当自治体労働者が所得調査などで本来の仕事が十分できないという。我々は常に99%対1%の階級対立を問題にしてきた。我々の所得制限とは「99%と1%の間に所得制限」を設けることであり、新社会党が結党以来、追求してきた道ではないのか。そうすれば、99%の勤労国民の間に恥辱感も連帯感の欠如も生まれまいし、基本的人権としての個人の権利意識を高め、啓発や具体的闘いを強めることで、遅れた意識の克服を目指すべきでないか。

10、「第5号議案『私たちの中期的な政策』補強（案）」は、新社会党が中心となる「憲法を生かす連合政権」での中長期的な政策で統一戦線政権の政策である。現在「憲法を生かす連合政権」実現の可能性が見通せない。社会の発展具合や新社会党を中心とする連合政府の運動・力、労働者階級と資本家階級の力関係、勤労国民の期待や意識の前進具合でその時の政策も変わってくる。

第5号議案『私たちの中期的な政策』補強（案）は党内対立を持ち込んでまで今決めなければならぬ緊急性など全くない。必要な時期が来るまで議論を凍結すること。

11、この間確立されてきた考え方を変えて、「一人ひとりには給付を受ける権利において平等であること」（普遍主義）や「普遍主義とB Iとはどこが違うのか」など、疑問を持たざるを得ない。

当面政策化していくことがきわめて難しい「当面の重点政策」を採決してまで決定したい意図は「一人ひとりには給付を受ける権利において平等」（普遍主義）を新社会党の理念にしたいと考えるからでないのか。没階級国民政党に踏み出す第一歩の危惧を持たざるを得ない。

今、新社会党が最も力を入れなければならないのは、4号・5号の提案以降、深まった党内亀裂を修復し、秋までに必ず行われる総選挙で立憲野党の統一候補を実現し勝利することである。自公政権を退陣に追い込み、立憲野党と市民の手に憲法改悪を阻止する新しい民主的な政治を取り戻して、連合政権の足かがりをつくることである。

党の団結回復と組織拡大、運動の前進に全力を注ぐべきである。（2021年4月15日）  
新社会党中央本部 執行委員長 岡崎 宏美 様

### ◇ 読者からのおたより ◇

**負ける訳にいかない選挙** 広島では参議院議員選挙広島選挙区再選挙が4月8日に始まりました。選挙2日目朝7時の朝立ちからスタート。私も宮口候補の選挙車に10時まで同乗しました。負ける訳にいかない選挙です。今回の選挙経費が12億円、これだけあれば何ができるか。大規模な買収事件での議員失職に伴う再選挙、県民の怒りを結集して闘わなければなりません。

幸いにして野党勢力が統一しての闘いになりました。何とか 結果を出したいと思っています。残された期間、全力で闘います。 （広島県福山市議 西本章）

**原稿は推敲スベシ** テーマ、「洪沢栄一に学ぶ、資本家の哲学」、約1ヶ月の間、たびたび原稿を開いてはの修正に、悪戦苦闘しました。しかし、原稿は推敲スベシ、が私の信条でもあり、おかげさまでいくらか読みやすくなつたかと思えます。もう限界です。現在の私の力で書ける限界に達しましたのでお送りします。 （森 勉）